

佐賀県告示第 103 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 28 年 3 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
岩永歯科医院	佐賀市鍋島一丁目 19 番 30 号	平成 27 年 10 月 31 日
水ヶ江調剤薬局	佐賀市水ヶ江三丁目 10 番 26 号	平成 27 年 10 月 15 日
まもる歯科クリニック	神埼郡吉野ヶ里町三津 605 番地 1	平成 27 年 11 月 23 日
古館歯科医院	唐津市神田 2162 番地 1	平成 27 年 10 月 18 日
済生会訪問看護ステーションなでしこ	唐津市元旗町 816 番地 217	平成 27 年 10 月 20 日